

議案第205号

福岡市市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年12月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い地域決定型地方税制特例措置による固定資産税等に係る特例割合を定めるとともに、福岡市国家戦略特区の区域内の本市指定法人に係る法人市民税法人税割及び福岡市地方活力向上地域の指定特別償却設備等に係る固定資産税の課税の特例について定める等の必要があるによる。

福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第11条各号列記以外の部分中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「においては」を「には」に、「当該各号」を「第1号及び第4号から第6号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第2号及び第3号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「の規定による」を「に規定する」に改め、「までの期間」を削り、同条第3号中「の申告書」を「に規定する申告書」に改め、「までの期間」を削る。

第33条第1項中「の規定による申告書」を「に規定する申告書」に、「の申告納付」を「の規定による申告納付」に、「による納期限」を「の納期限」に、「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「含む」を「含む。以下この項において同じ」に、「においては」を「には」に、「あつたときは」を「あつた場合には」に、「場合で」を「場合において、」に、「当該提出期限」を「当該申告書の提出期限。以下この項において同じ。」に、「その期間の末日」を「当該申告書を提出した日」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第5項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の

次に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人等が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第34条第1項中「においては」を「には」に改め、同条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に、「当該期限」を「当該納期限」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条

第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人等が提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第38条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に、「においては」を「には」に改める。

第41条中「第12号」の次に「、第16号」を加え、「においては」を「には」に改める。

第50条第8項中「の各号」を削り、同項第5号中「費用」の次に「及び施行令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第27条第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第10項を第13項とし、第9項を第12項とし、第8項を第11項とし、第7項を第8項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 9 法附則第15条第33項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

附則第27条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

附則第32条第2項から第4項までの規定中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改める。

附則に次の4条を加える。

(福岡市国家戦略特区の区域内の福岡市指定法人に係る法人税割の課税の特例)

第33条 各事業年度終了の日において福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例(平成28年福岡市条例第 号。以下この条において「特区推進条例」という。)第4条第1項に規定する福岡市指定法人(以下この条及び次条において「福岡市指定法人」という。)に該当する者に対して課する法人税割額は、当該各事業年度(当該福岡市指定法人の設立の日から同日以後5年を経過する日までの期間(当該福岡市指定法人が合併により設立された法人である場合その他の規則で定める場合には、当該期間のうち規則で定める期間)内に終了する事業年度に限る。)において、第20条又は附則第14条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に特区推進条例第5条第2項に規定する認定特定事業割合として市長が決定した割合(次条において「認定特定事業割合」という。)を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

第34条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者が福岡市指定法人であることを証する書類その他市長が必要と認める書類を添付した申告書を、その適用を受けようとする事業年度の第33条第1項に規定する申告書と併せて、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の所在地及び名称
- (2) 認定特定事業割合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(福岡市地方活力向上地域内の指定特別償却設備等に係る固定資産税の不均一課税)

第35条 福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例(平成28年福岡市条例第 号。次条において「本社機能整備促進条例」という。)第4条第1項に規定する指定特別償却設備等(次条において「指定特別償却設備等」という。)に対して課する固定

資産税の税率は、第43条の規定にかかわらず、新たに固定資産税を課すべき年度（以下この条において「初年度」という。）から3年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。

- (1) 初年度 0
- (2) 第2年度（初年度の翌年度をいう。次号において同じ。） 100分の0.35
- (3) 第3年度（第2年度の翌年度をいう。） 100分の0.7

第36条 指定特別償却設備等について前条の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者が本社機能整備促進条例第2条第1項第1号に規定する認定事業者であることを証する書類、前条の規定の適用を受けようとする土地、家屋及び償却資産が指定特別償却設備等であることを証する書類その他市長が必要と認める書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 指定特別償却設備等の取得年月日
- (3) 次に掲げる指定特別償却設備等の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
 - ア 土地 土地の所在、地番、地目及び地積並びに当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設に着手した年月日
 - イ 家屋 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - ウ 償却資産 償却資産の所在、種類、取得価額及び耐用年数
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 第11条、第33条及び第34条の改正規定 平成29年1月1日
- (3) 附則第32条から第34条までの改正規定 平成29年4月1日

（法人等の市民税に関する適用区分）

2 この条例による改正後の福岡市市税条例（以下「新条例」という。）第33条第4項及び第34条第4項の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第33条第2項又は

第34条第2項に規定する納期限が到来する法人等の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する適用区分)

3 新条例附則第27条第6項の規定は、平成28年4月1日以後に取得され、又は改良された地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第27条第9項の規定は、平成28年4月1日以後に取得された新法附則第15条第33項各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第27条第10項の規定は、平成28年1月1日以後に締結された地方税法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する適用区分)

6 新条例附則第32条第2項から第4項までの規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。